

# 交通統計研究所寄附行為

## 第1章 名称及び事務所所在地

(名称)

第1条 本法人は財団法人交通統計研究所という。

(事務所所在地)

第2条 本法人の事務所は東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は交通統計の理論及び方法の研究並びにこれが調査作成を行ない交通統計の改善発達及びその普及を図って交通事業の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は前条の目的を達するため下記の事業を行なう。

- 1.交通統計の理論及び方法の研究
- 2.交通問題の統計的研究
- 3.「交通と統計」等の編さん発行
- 4.交通統計及び関連統計の収集整備
- 5.交通統計知識の普及
- 6.統計事務の機械化及びその近代化の研究
- 7.交通統計の調査作成
- 8.前各号の外本法人の目的を達するため必要と認める事業

## 第3章 役員

(定数)

第5条 本法人に下記の役員を置く。

理事 10 名以内（内 1 名を理事長とし 1 名を専務理事とする） 監事 1 名

第 6 条 理事の選任は理事長がこれを行ない監事の選任は評議員会が行なう。  
その任期は 3 年とする。

理事長は理事の互選によって定める。専務理事の選任は理事長が行なう。

（任務）

第 7 条 理事長は本法人を代表しその業務を総理する。

専務理事は理事長を補佐し業務を掌理する。但し理事長事故あるときはその職務を代行する。

理事は理事長を補佐し業務を分掌する。

理事は理事会を組織する。

監事は本法人の業務及び会計を監査する。

#### 第 4 章 評議員、顧問及び参与

（評議員の定数）

第 8 条 本法人に評議員 20 名以内を置く。その任期は 4 年とする。

（評議員の委嘱）

第 9 条 評議員は下記各号の者より理事長が委嘱する。

（イ）本法人の出損者の推薦する者

（ロ）本法人の事業の協力者

（ハ）学識経験者

（評議員の任務）

第 10 条 評議員は評議員会を組織する。

（顧問、参与及びその委嘱）

第 11 条 本法人に顧問 1 名及び参与若干名を置くことができる。

顧問及び参与の委嘱又は解任は理事長が行なう。

(顧問及び参与の任務)

第12条 顧問は評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。但し議決には加わらない。

顧問及び参与は必要により理事長の諮問に応ずる。

## 第5章 会議

(理事会)

第13条 理事会は理事長が招集し特に寄附行為に定める事項の外下記の事項を議決する。

- (1) 予算決算に関する事項
- (2) 事業の改廃に関する事項
- (3) 事業運営の基本に関する事項
- (4) 上級職員の任免に関する事項
- (5) その他必要な事項

理事会の議長は理事長がこれにあたる。

理事会は理事の過半数の出席により成立し、議事は出席理事の過半数で決する。

可否同数のときは議長の決するところによる。監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(評議員会)

第14条 評議員会は理事長が招集し毎年一回以上開催して特に寄附行為に定める事項の外下記事項を評議する。

- (1) 予算決算に関する事項
- (2) 事業に関する重要な事項
- (3) その他重要な事項

評議員会の議長は理事長があたる。

評議員会は評議員の過半数以上出席しなければ議事を開くことができない。

評議員会の議決は出席評議員の過半数をもって決する。

可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第15条 本法人の資産は、基本財産及び通常財産とする。

(基本財産)

第16条 基本財産は各設立者出捐にかかる寄附金及び将来基本財産として指定し出捐される寄附金その他からなる。

(基本財産の処分及び保管)

第17条 基本財産は処分することができない。

基本財産である現金若しくは有価証券は郵便官署又は確実な銀行に預金し保管管理をなすものとする。

(通常財産)

第18条 次に掲げるものをもって通常財産とする。

(1)基本財産から生ずる収入

(2)引継財産

(3)賛助金

(4)事業より生ずる収入

(5)その他の収入

本法人の経費は通常財産をもって当てる。

(事業年度)

第19条 本法人の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算決算)

第20条 本法人の予算及び決算は理事会の決議によって定め、これを事業執行状況と共に評議員会に報告しなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第21条 寄附行為の変更は理事会及び評議員会においてそれぞれ総員の三分の二以上の同意を得て、且つ主務官庁の認可を得なければならない。

## 第8章 雑則

(解散の際の財産帰属)

第22条 本法人が解散しようとするときは理事会及び評議員会に於てそれぞれ総員の三分の二以上の同意を得て、且つ主務官庁の許可を受けなければならない。

解散に伴う残余財産の処分についても前項に準ずる。

(引継財産)

第23条 引継財産は財団法人運輸調査局の交通統計研究所所属財産を本法人に継承するものとする。

## 第9章 附則

第24条 本法人の設立当初の役員は設立発起人会で選任された者でその任期は設立当初の事業年度の終了の日までとする。

第25条 本法人の設立当初の事業年度は第19条の規定にかかわらず設立許可の日から始まる。